自由民主党東日本大震災復興加速化本部本部長 額賀 福志郎 様

避難指示解除後における国による 支援等に関する要望書

平成27年5月19日

福島県相馬郡飯舘村長 菅野 典雄

あの忌わしい原発事故から4年が経過したが、除染の遅れ等からわが村は、今なお全村避難という極めて厳しい環境下にある。

村としては一日も早く帰村できる環境(除染・インフラ整備)を整備し、村民に帰村の具体的な時期を示さなければならない。そのためには、村の復興・再生に向けた帰村後の産業振興、雇用、健康・福祉・医療、教育など、数多くの難しい課題を解決しなければならない現状にある。

さて、先般各報道機関の報道によると、自由民主党東日本 大震災復興加速化本部としての「第5次提言」の骨子案の概 要が報道されたところである。

特に「帰還困難区域」以外の帰還の時期については、遅くとも平成29年春までに解除する方向で進められている、とのことである。一日も早い帰還に向けた取り組みについては村も同じ考えであるが、帰還にあたっては帰還する住民の立場で、少しでも将来を見通せ、不安を解消させる施策が重要と考える。

よって、村の復興・再生に向けた事業として、次の項目を

要望しますので、実現に向け特段のご配慮をお願いしたい。

≪要 望 項 目≫

- 1. 避難指示解除後の各種施策支援について
 - (1) 仮設・借上げ住宅の一定期間(3年程度)を支援すること
 - (2) 農業、商工業者など、再開にあたって将来の不安を持っている住民が多いので、賠償から生活支援制度的な仕組みを早くつくること
 - (3) 林縁部から20メートル以外の森林の除染については、環境 省では実施しないこととしているが、いわゆる「里山」につ いては、生活圏と密接に関わっており、里山再生事業として 国による交付金事業で対応すること
 - (4)農地の小規模圃場整備(用排水路・ため池・暗渠排水などの整備)の支援を行うこと
 - (5) 生活路線バス(通院、通学、買い物など)の運行を支援すること
 - (6) 放射線に対するリスクコミュニケーションの専門担当を配置

すること

2. 除染について

- (1) 森林の除染(里山周辺)を実施すること
- (2) 河川、ため池の除染を実施すること
- (3) 除染後の放射線量の測定を継続して実施すること